平成２７年（フ）第３４号
長崎県雲仙市小浜町北本町1300番地　市営朝日山団地　Ａ棟402号、前住所長崎県雲仙市小浜町北野1063番地３
債務者　高橋　梨沙
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前11時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第６２１号
静岡市葵区駒形通５丁目13番16号　フレクション静岡駒形301、旧住所静岡市葵区四番町２番地の６　ホワイトハイツ101号
債務者　岩堀　光男
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１５号
岡山市北区吉備津1215番地こがね荘３号室
債務者　村竹　諒
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２３号
岡山県倉敷市児島小川10丁目３番55号セルフィーガーデン中山201号室、旧住所岡山県倉敷市児島小川町4167番地14
債務者　本銅美智子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２６号
岡山市北区津島笹が瀬１番５号メゾンなかやま303
債務者　櫻井　篤
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４０号
岡山市北区大供２丁目６番21号大供コーポ302号室
債務者　多岐　智
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４６号
岡山市北区吉備津1215番地こがね荘１号室
債務者　村竹　京子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８２０号
横浜市青葉区さつきが丘13番地５　エスポワールさつきが丘210
債務者　田口　徹
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０２号
東京都八王子市川口町1543番地コーポ対山105号
債務者　知野　節子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３５号
長崎県東彼杵郡波佐見町小樽郷794番地６　Ｊ－４、前住所長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1233番地１
債務者　永田　誠
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
長崎県北松浦郡佐々町須崎免369番地３　コーポラス青葉202号、前住所長崎県北松浦郡佐々町小浦免931番地18
債務者　梅谷ゆみ子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
長崎県佐世保市赤崎町60番地　武ハイツＡ－５、前住所長崎県長崎市片淵２丁目11番８号
債務者　吉村以都子（旧姓古豊・加藤）
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１８７５号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北２丁目３番19号　マリンライフ東海岸205
債務者　青木　尊治
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１２７１号
札幌市中央区大通西８丁目２番地38
破産者　株式会社セイダス
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７号
徳島県阿南市那賀川町北中島78番地
破産者　ワイ・エム・設計室有限会社
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所阿南支部